

契約締結日 かんたん解説ガイド

契約締結日のキホン

契約締結日は「契約が成立した日」

民法第522条で定められるように、契約の成立は「契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたとき」です。保証契約などの一部契約を除き、契約は当事者の意思が合致した場合に成立し、書面（契約書）がなくても成立することになっています。

そのため、「いつ、相手方が契約内容を承諾したか」を契約締結日として記録しておく必要があるのです。

契約締結日の決め方

契約締結日は以下の中から、両者で取り決めることが一般的です。

- ① 契約期間の初日（契約の効力発生日）
- ② 最後に署名又は記名押印をする人が署名又は記名押印した日
- ③ 最初に署名又は記名押印をする人が署名又は記名押印した日
- ④ 基本的な契約条件に双方が合意した日
- ⑤ すべての当事者の契約に関する社内承認が完了した日

上記で取り決めた日にちを契約締結日とし、契約書に記載するようにしましょう。



法律上は当事者双方の署名が完了した日付が契約締結日となります。当事者の署名日が異なる場合には、後に署名した日の日付が契約締結日です。

よくあるご質問

Q. 契約書の日付が空欄だったときは契約は無効になりますか？

A. 契約自体は無効になりません。相手方が承諾した時点で契約は成立となるためです。
ただし、当事者間で締結日をめぐってトラブルになる可能性があるため、空欄のまま放置せず記入するようにしましょう。

Q. 契約締結日と契約開始日の違いは何ですか？

A. 契約締結日は「契約が成立した日」ですが、契約開始日は「契約の効力が発生する日」を指します。
例) 賃貸借契約において契約締結日は契約書への押印日、契約開始日は実際の入居可能日になる

Q. 契約締結日を過去の日付にすることはできますか？

A. 実際の締結日よりも過去の日付を契約締結日を設定する（バックデート）ことは避けましょう。
契約がまだ成立していない日を契約書に記載することになり、虚偽の記載をしていることになり、コンプライアンスの観点で問題となります。

このガイドを読んでいた方におすすめの資料

電子契約はじめ方ガイド



電子契約の導入を検討している方向けに「電子契約の始め方」を解説した資料です。電子契約のキホンからサービス導入の流れまで、図解やシミュレーションを使いながらわかりやすく解説しています。

ダウンロードする >

契約書管理サービス 比較マニュアル



契約書の管理方法にお悩みがあり、契約書管理サービスの導入を検討している方向けに、サービスの比較・検討の際にチェックしておきたい5つのポイントを解説した資料です。

ダウンロードする >